

中村青色だより

1面…新年のご挨拶
2・3面…決算と所得税確定申告
4面…消費税/事務局だより

謹んで新年のお慶びを申し上げます。会員の皆様には、日頃より会活動へのご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。新型コロナウイルス感染症により、影響を受けた皆様に心よりお見舞い申し上げます。さて、令和二年分の確定申告期を迎えます。昨年は持続化給付金等の受給など、例年になく事情が多いと思われ、会では、相談体制を整え、指導に当たります。また、相談会場では、万全なウイルス感染防止対策を実施致します。皆様におかれましては、書類等の事前準備を行い早期申告にご協力下さるようお願い申し上げます。結びに、会員の皆様のご健康を祈念致しまして新年のご挨拶とさせていただきます。

第188号
令和3年1月1日発行
一般社団法人
名古屋中村青色申告会
名古屋市中村区太閤通6-99-8
052 (485) 9780
info@nagoya-nakamura-aiiro.or.jp
https://nakamura-aiiro.jimdofree.com




会長
仲村 文生

年頭にあたり

一般社団法人名古屋中村青色申告会の皆様には、平素から税務行政に対しまして、深い御理解と多大な御協力を賜り厚く御礼申し上げます。まずは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けられている皆様に心からお見舞い申し上げます。間もなく令和2年分の所得税・消費税の確定申告の時期を迎えますが、一般社団法人名古屋中村青色申告会におかれましては、確定申告に向けて、期限内申告・納税の広報、青色申告の普及活動など適正申告に向けた取組を行っていただいております。昨年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、申告・納付期限の延長のほか、申告期間の途中で、皆様には青色・記帳説明コーナーへの従事を中止とさせていただきます。例年にはない確定申告となりました。その中で、会員に対する適正申告の指導のほか、青色・記帳説明コーナーにお



名古屋国税局 個人課税課長
鬼頭 俊也

確定申告に当たって

ける記帳方法の御説明や青色申告の勧奨などに御尽力いただいております。深く感謝申し上げます。また、令和元年10月からの消費税の軽減税率制度の導入に当たり、説明会を通じた周知広報のほか、昨年1月に実施した「消費税の決算指導会」を受託いただき、制度の円滑な導入に取り組みんでいただいております。令和2年分の所得税の確定申告から65万円の青色申告特別控除の適用要件に、e-Taxによる申告又は電子帳簿保存を行うことが加わりました。事業者の方々が青色申告特別控除の特典を最大限に享受していただくためには、青色申告会の皆様によるICTを利用した記帳やe-Taxによる申告に係る指導相談活動がますます重要となります。当局としましては、これまで以上に記帳指導機能の役割の重要性を認識しており、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、

e-Taxの利用による自宅等からの申告を強力に推進するほか、確定申告会場においては、マスクの着用など基本的な感染防止策や社会的距離の確保などのいわゆる三密対策を徹底した上で、本年も確定申告期には、全署に青色・記帳説明コーナーを設置して、来場者が積極的に同コーナーを利用いただけるような案内を指示しております。同コーナーに従事される皆様におかれましては、青色申告制度の普及と誠実な記帳による適正な申告の推進に向けて、本年も積極的にお力添えを賜りますようお願いいたします。結びに、会員の皆様のご健康を祈念致しまして、確定申告に当たってのご挨拶とさせていただきます。

早め、早めの申告を！！

確定申告をe-Taxされる方へ

税理士による代理送信を希望の方

2月中に、青色申告決算書と確定申告書を事務局に提出ください。

本人送信を事務局にて希望の方

当日、マイナンバーカードと暗証番号をお持ちください。暗証番号をお忘れの場合は区役所へ！

消費税の申告について

簡易課税事業者の方

売上を軽減税率(8%)と標準税率(10%)に分けてください。

一般課税事業者の方

売上と経費を軽減税率(8%)と標準税率(10%)に分けてください。

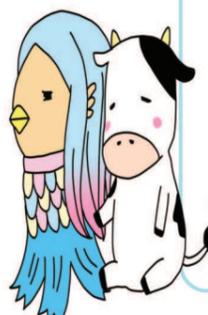
*持続化給付金等、給付金関係は不課税です。

インボイス制度

令和5年10月1日から消費税の仕入税額控除の方式として導入されます。「適格請求書発行事業者」になるための登録申請が令和3年10月1日から始まります。

固定資産税・都市計画税の軽減措置

申告期間は、令和3年2月1日まで(消印有効)



ホームページ
いろいろな
情報を掲載中！

今年もよろこば
お願ひします



南昌宏 (日吉支部)

名古屋中村税務署長表彰
(敬称略)

納税表彰

令和二年十一月十四日、名古屋中村税務署にて表彰式が行われました。



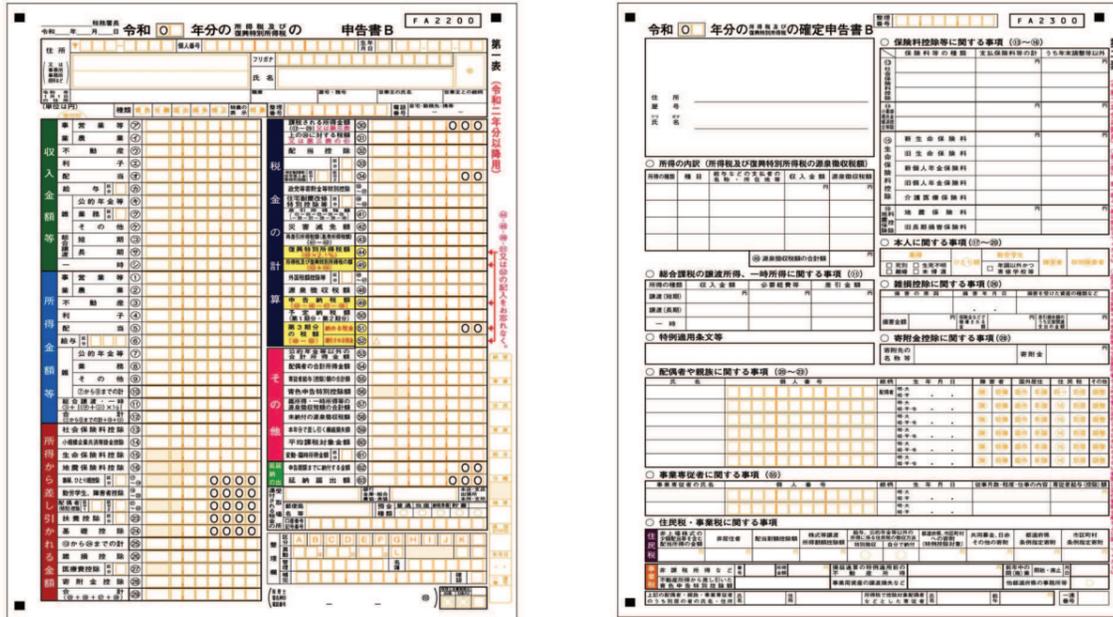
事務局指導時間：9時30分～16時

令和2年分 所得税確定申告書B 所得税青色申告決算書

注意

●所得税確定申告書Bの用紙について

*様式の変更が大幅にあります。令和二年分以降用の用紙をお使いください。

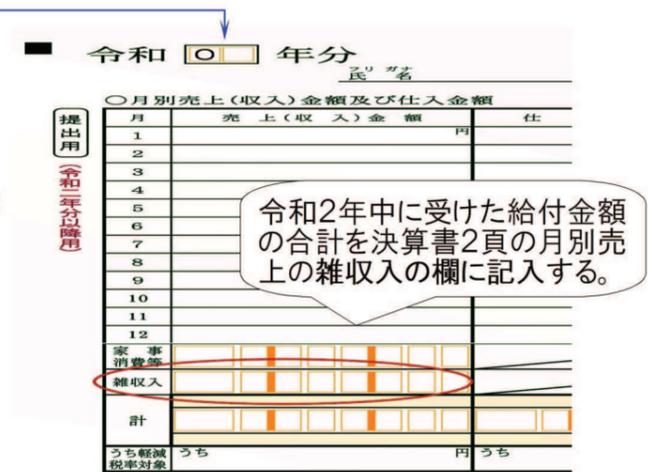


●新型コロナウイルス感染症 給付金等の税務上取扱い

課税対象となる給付金

- (具体例)
- *持続化給付金
 - *家賃支援給付金
 - *愛知県・名古屋市感染症対策休業協力金
 - *愛知県・名古屋市理美容休業協力金
 - *ナゴヤ感染症対策事業継続応援金
 - *雇用要請助成金 など

上記以外の給付金はお問合せください。



●基礎控除額の改正 *申告書第一表㉒の欄

合計所得金額が2,400万円以下の場合、基礎控除額が48万円(改正前38万円)になりました。

合計所得金額	2,400万円以下	2,400万円超 2,450万円以下	2,450万円超 2,500万円以下	2,500万円超
基礎控除額	48万円	32万円	16万円	0円

●扶養親族等の合計所得金額要件等の改正

同一生計配偶者、扶養親族、源泉控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者及び勤労学生の合計所得金額要件等がそれぞれ10万円引き上げられました。

●公的年金等控除額の引下げと上限額の設定

公的年金等控除額が一律10万円引き下げられました。

*上記控除額改正の詳細は、令和2年分青色申告会員必携を参照ください。

●青色申告特別控除の額

記帳方法・申告方法の組み合わせにより控除の額が3段階(10万・55万・65万)になります。

		申告方法		
		書面提出	電子帳簿保存 + 書面提出	マイナンバーカード + e-Tax
記帳方法	簡易簿記	10万円	10万円	10万円
	複式簿記	55万円	65万円	65万円

*不動産所得のみで申告する場合は、不動産貸付が事業的規模に満たない場合は、最高10万円です。

●減価償却費の計算

本年中に取得した、使用可能期間が1年以上で取得価額が10万円以上の資産は下図のように取り扱います。

少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例(即時償却)が令和4年3月31日まで延長されました。(措法28の2)

取得価額	取り扱い
10万円未満	取得価額がその年の必要経費
10万円以上	原則: 減価償却対象
10万円以上20万円未満	選択: 一括償却資産
10万円以上30万円未満	選択: 少額減価償却資産(即時償却)

詳細は、「令和2年分青色申告会員必携」の12ページを参照ください。